

# 協働のまちづくり指針を策定

恵那市協働のまちづくり指針ワーキングチームで平成18年度から19年度にかけて検討し、市民の皆さんの意見を反映した「協働のまちづくり指針」が完成しました。この指針は、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むための考え方を示したものです。ここでは指針の要点を紹介します。問い合わせ まちづくり推進課（内線637）

## 持続可能なまちづくりを

市では、平成16年の合併を契機に、従来のまちづくりの成果と特色を生かしながら一体感ある新恵那市を創造するため、地域自治区がつくられ、また市総合計画に「協働」の視点が取り入れられました。市民と市職員には、これらを背景に地域自治区を舞台として「安らぎと活力のあるまちづくり」を進めていくことが求められています。そのためには、市民と行政が協力・連携し協働してまちづくりに取り組まなくてはなりません。このことを、市民一人一人が認識して活動することが、存在感ある持続可能なまちづくりにつながると考えます。

## 協働とは？

「協働」とは、『市民相互』、『市民と行政』が良きパートナー（相手）として対等な立場に立ち、それぞれの持つ特性を活かしながら補完し合い協力、連携して個々では達成できない社会的課題の改善や解決に当たること』と市では定義しています。

「市民相互」と「市民と行政」の協働  
「市民相互」の協働では、市民が個々の能力を生かしながら、連携し協力することで、単独で行うよりも、効果的で効率のある事業が実施できます。

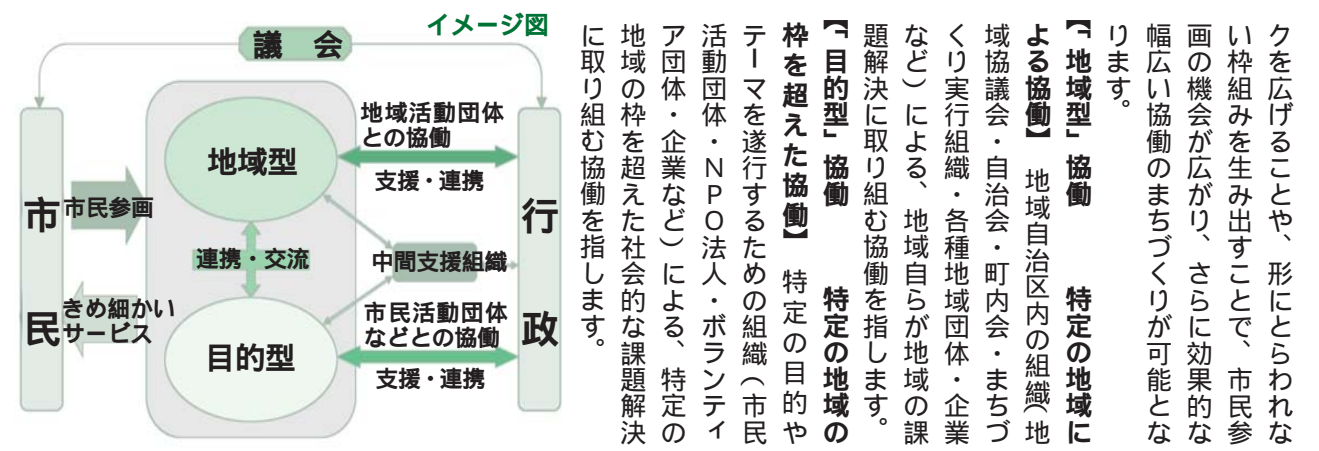
「市民と行政」の協働では、市民が公共サービスの提供や公共施設の維

持管理、政策の企画立案、事業の企画運営などに自らの知恵や技術、経験、情報を生かして協力する形と、市民が実施する行事などに、行政がさまざまな形態で協力する形の2通りがあります。

## 「地域型」と「目的型」協働

この指針では、特定の地域（地域自治区内）での協働を「地域型」、特定の地域の枠を超えた（市全域対象）協働を「目的型」として位置付け、それぞれが社会貢献への意識を高めながら、まちづくりの担い手として参画し、市独自の協働を築いていくことを目標としています。

また「地域型」と「目的型」それぞれの担い手が連携し、ネットワーク



中間支援組織 = 市民活動団体と行政の間に立って、さまざまな活動を支援する組織のこと。まちづくり市民協会はその一つです

## 5つの協働原則

協働のまちづくりを進めるためには、次の5つの原則を守らなければなりません。

お互いが対等であること 相互理解に努めること 目的と課題を共有すること 機会平等と公開原則であること 協働の期間を明確にすること

## 協働の推進には何が必要か

市職員は率先して協働に対する意識改革に取り組み 市民はできることは自ら取り組む 行政と市民との対話、市民の行政参加の機会を増やす など

## 協働の推進への具体的な取り組み

地域協議会やまちづくり実行組織への市民参画の支援 協働事業を提案できる仕組みづくり 中間支援組織の機能充実 など

今回は指針の一部（抜粋）を掲載しています。全文は冊子になっており、次の場所にありまます。また市ウェブサイトでもご覧になれます。指針の配置場所「まちづくり推進課、各振興事務所（振興課）、まちづくり市民協会（中公民館内）」



市民（住民）相互による「町内一斉クリーン作戦」（笠置町）【地域型】



市民活動団体と行政が協働で運営する「こども元気プラザ」【目的型】

## 指針の策定にあたって

協働のまちづくり指針ワーキングチーム 委員長 高杉欣延さん

「協働のまちづくり」という言葉が私たちの目に留まりましたのは、新市総合計画が発表されたからでしょう。

恵那市では、昔からの村落社会の仕組みとして、自分たちの力で地域を守る慣習は残っていて、地域行事（道づくり、道路清掃、環境保全、神社・仏閣の保護など）で共同の取り組みが営まれてきています。ところが、社会が高度化・複雑化してくると、地域の人たちでやらなければならぬ「まちづくり」の活動範囲が拡大・拡張されてきています。

高齢化に伴う介護福祉、地域の安全・防災、子育て支援など身近なところで自助・共助の必要性が高まってきています。今までのような行政の力（公助）だけでは社会の変化に対応できなくなってきたのです。社会の状況変化により、力を合わせて働く「協働のまちづくり」が必要になってきていると思われまます。

市内各地で、「まちづくり活動」が地域住民により自主的、自発的に行われてきています。その分野も広がっています。特に各地域協議会

が主体となって地域計画が立てられ、地域の特性を生かした活動が活発に行われています。

これからの「まちづくり活動」は、地域の特性を生かしつつ、市内全域が歩調を合わせて、次世代へと継続させていかなければなりません。そのためにも、各地域が共通した「協働のまちづくり」の理念を持つ必要があります。今回、このような要請により「協働のまちづくり指針」が策定されました。

立案に当たっては、地域からの推薦、公募、まちづくり市民協会、市職員で構成する50人のメンバーから、幅広い意見をいただくことに留意しました。さらに案の段階で、市内13カ所で行った説明会を開催し、多くの市民の皆さんから意見をいただき、修正・加筆しました。平成18年8月にスタートして、市長に答申まで約1年半の期間をかけました。

この指針はあくまでも、現時点での「市民と行政の協働のまちづくり」を進める上での原則と方法を示したものです。社会の状況に対応して変えていくべきものと思いますが、今回を機に、皆さんに「協働のまちづくり指針」を「理解願ひ、地域での「協働のまちづくり」の輪が広がっていくことを願ひます。